

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

議員の議会活動に対する県民の信頼確保に資するため、長期にわたって議会等を欠席した議員に対する議員報酬及び期末手当の支給を制限する。

2 条例の概要

(1) 議員が引き続き1年間議会等に出席しなかったときは、最初の欠席の日から1年間を経過する日の属する月の翌月から議会等に出席した日の属する月の前月までの議員報酬は、支給しないこととする。

(2) (1)により議員報酬を支給されないこととされた期間(以下「不支給期間」という。)がある場合の期末手当の支給は、次のとおりとする。

ア 6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間のすべての月で議員報酬が支給されない場合 期末手当を支給しない。

イ ア以外の場合 不支給期間がない場合の期末手当の額に、対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。